

平成 23 年度産業財産権制度各国比較事業報告書

諸外国の地理的表示保護制度及び同保護
を巡る国際的動向に関する調査研究

平成 24 年 3 月

社団法人日本国際知的財産保護協会

3 - 10 オーストラリア

1. 地理的表示の保護を図った主な法律等

- Trade Marks Act 1995 : 商標法¹
(2010年までの改正を含む、2011年1月14日付の統合版)
- Wine Australia Corporation Act 1980
: ワインオーストラリア公社法 (以下、公社法)²
(2011年12月27日改正)
- Australia New Zealand Food Standards Code / STANDARD 2.7.5 / Spirits³
: オーストラリア・ニュージーランド食品基準 / 基準 2.7.5 / スピリッツ
(以下、食品基準)

オーストラリアにおける地理的表示の保護について規定している法律としては、証明商標での保護を規定している商標法と、ワイン（及びワインから蒸留されるブランデーを含む）⁴における地理的表示のみについて規定しているワインオーストラリア公社法がある。⁵ また、スピリッツに関しては、オーストラリア・ニュージーランド食品基準のスピリッツに関する基準の項目において、スピリッツの地理的表示をTRIPS協定 23 条に基づき付与する旨が規定されている。

-
- ¹ 本章における英文の商標法の条文は、WIPO LEX のウェブサイトから入手した。
(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=204628) なお、条文の日本語訳は、特許庁ウェブサイトから入手し、参考にした。
(<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>)
- ² ワインオーストラリア公社法の条文は、オーストラリア政府のウェブサイトに掲載されたものである (<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2012C00192/Download>)。なお、条文の日本語訳は、地理的表示調査委員会の委員である高橋悌二先生よりご提供いただいたものである。
- ³ オーストラリア・ニュージーランド食品基準については、オーストラリア政府のウェブサイトから入手した。 (<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2011C00550>)
- ⁴ 2008年法までは、「オーストラリアワイン及びブランデー公社法」であったが、2011年の改正により「ワインオーストラリア公社法」となり、法律名からブランデーの記載は消滅したが、「ワインオーストラリア公社法」の対象として「オーストラリアにおいて指定産品からつくられるワインから蒸留されるブランデー」（公社法 4 条「ブドウ産品 (grape product)」(c) も規定されているので、2011年法でもブランデーは本法の対象となると考えられる。以下、「ワインオーストラリア公社法」における「ワイン」には、別途記載がない限り、「ワインから蒸留されるブランデー」を含むものとする。
- ⁵ 旧商標法においては、62条(4)において団体商標において、地理的表示のみからなる商標も団体商標として登録可能とする規定があったが、新法では規定されていない。
旧商標法 64 条(4)
「(4) (1)及び第 4 条(1)4.の規定にかかわらず、団体標章は、取引において商品又はサービ

(法律の目的)

ワインオーストラリア公社法では、法律の目的を次のように規定している。

(公社法 3 条)

- ・ブドウ製品の輸出を促進し、管理すること
- ・ブドウ製品の輸出後の販売と流通を促進し、管理すること
- ・オーストラリアの州間でのブドウ製品の取引を促進すること
- ・ブドウ製品の生産の改良及び消費を促進すること
- ・ワイン貿易に関する協定その他の国際合意をオーストラリアが遵守できるようにすること

(食品基準)

- ・ TRIPS 協定 23 条に基づく地理的表示の保護 (食品基準 : 基準 2.7.5 「目的」)

2. 地理的表示の定義

地理的表示の定義として、商標法⁶、公社法⁷及び食品基準⁸共に、TRIPS協定型の定義を採用している。

(地理的表示の対象)

商標法については、特段の規定なし。

公社法については、上述の通り、ワイン及びブランデー (ワインから蒸留されるもののみ)。

スの原産地を指定するために使用することができる標識又は表示のみをもって構成することができる。」

⁶ 商標法 6 条「地理的表示」

「geographical indication, in relation to goods, means a sign that identifies the goods as originating in a country, or in a region or locality in that country, where a given quality, reputation or other characteristic of the goods is essentially attributable to their geographical origin.」

⁷ 公社法 4 条「地理的表示」

「geographical indication, in relation to wine goods, means an indication that identifies the goods as originating in a country, or in a region or locality in that country, where a given quality, reputation or other characteristic of the goods is essentially attributable to their geographical origin.」

⁸ 食品基準 : 基準 2.7.5 「目的」

「The Standard also protects geographical indications which represent a given quality, reputation or other characteristic of the product which is essentially attributable to its geographical origin.」

3. 地理的表示の保護リスト

- ・商標法に基づく証明商標については、オーストラリア知的財産庁のウェブサイト⁹から検索閲覧可能。

検索の結果一部は下記の通り。

登録日	登録番号 保護形態	商標	権利者
2005.6.10	1060071 証明商標	PARMA	Consorzio del Prosciutto di Parma
2012.3.15 (登録予定)	1091788 団体商標 *証明商標第 1060071号に添 付の規則に定め る条件に従う産 品についてのみ 使用できる。 (規則参照)	PARMA	同上
1987.1.8	458141 通常の商標 *PARMAの文字 部分に独占権は ない。		同上
2005.9.19	1091788 証明商標 * (the Australian Wine and Brandy Corporation Act 1980に規定する ように) 本件地理 的表示が、それ について登録され ている地域を産 地とするワイン についてのみ使 用でき、その使用 は同法に従う。	MONTEFALCO SAGRANTINO (モンテファルコ・サグランテ イーノ、イタリアワイン)	Consorzio Tutela Vini Montefalco

⁹ http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/epublish/epublish/search_page.jsp

- ・公社法については、ワインオーストラリアのウェブサイト¹⁰から閲覧可能。

4. 地理的表示についての保護を受けるための手続き

1) 商標法

証明商標の登録出願はオーストラリア知的財産庁に行い、通常の商標と同一の方法で審査をし、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission : ACCC）が証明商標（地理的表示を構成要素とする商標を含む）の登録に必要な使用規則を審査する。

（登録申請者の範囲）

証明商標の所有者（個人又は法人）が登録出願を行うことができる。（商標法 27 条(1)(a) 及び 170 条）

（出願要件）

通常の商標登録出願の出願要件に加えて、使用規則の写しを提出しなければならない。（商標法 173 条(1)）

上記の使用規則には、次の事項を明記しなければならない。（商標法 173 条(2)）

- ・証明商標の適用に関して商品及び／又はサービスが満たさなければならない要件（「証明要件」）
- ・商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを決定するための手順
- ・ある者が、商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを評価することを承認される者（「承認証明者」）になるための特性
- ・証明商標の所有者又は承認使用者である者が、商品及び／又はサービスに関して証明商標を使用するために満たさなければならない要件
- ・証明商標の所有者又は承認使用者である者による証明商標の使用に関するその他の要件
- ・商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かに関する紛争の解決手順
- ・証明商標に関連するその他の問題に関する紛争の解決手順

（登録等の申請手続き）

上述の通り、オーストラリア商標登録官が商標法の下で商標登録の審査をし、使用規則については、ACCC に転送され、下記の点について審査を行う。（商標法 174 条）

- ・ある者が承認証明者になるための特性が、商品及び／又はサービスが証明要件を満た

10

<http://www.wineaustralia.com/australia/Regulation/GeographicalIndications/RegisterofProtectedNames/tabid/275/Default.aspx>

しているか否かをその者に適格に評価させるのに十分であるか

- ・使用規則が、(i) 公衆の不利益にならず、かつ、(ii) 本号の適用上規定された基準を考慮したときに満足することができるものであるか

上記の点について満たされている場合は、ACCCはその旨の証明書を交付し、登録官にその写しを送付する。

ACCCが前記証明書を交付した場合、出願は受理される。

(外国の地理的表示の取扱い)

オーストラリアにおいて、外国の証明商標の登録出願をし、それが登録される条件として、本国での使用を求める要件についての規定はない。

2) 公社法

公社法において、ワインの地理的表示として認められるためには、地理的表示委員会 (Geographical Indications Committee : 以下、GIC)¹¹に書面で申請を行い、地理的表示としての決定を受け、オーストラリア地理的表示登録簿 (The Register of Protected Geographical Indications and Other Terms¹²) に登録されなければならない。なお、当該決定は、GICの職権に基づき、行われる場合もある。(公社法 40Q条)

(登録申請者の範囲)

次の者が、GICに対して地理的表示の決定について申請することができる。

(公社法 40R 条)

- ・大臣が認めたワイン製造者の全国的組織
- ・大臣が認めたワイン用ブドウ生産者の全国的組織
- ・州又は準州においてワイン製造者を代表する組織
- ・州又は準州においてワイン用ブドウ生産者を代表する組織
- ・ワイン製造者
- ・ワイン用ブドウ生産者

(出願要件)

公社法及び公社規則において、決定申請書の様式について規定はないが、公社規則 24

¹¹ GIC の役割は下記の通り：(公社法 40P 条)

- ・ワインに関するオーストラリアの地理的表示の申請を取り扱う。
- ・オーストラリアの地理的表示の決定 (determination) を行う。
- ・オーストラリアの地理的表示の取り消しの決定を行う。
- ・規則によって与えられたその他の機能を実施する。

¹² なお、現在は、オーストラリア及び EU の地理的表示しか登録されていない。(ワインオーストラリアウェブサイト「Geographical Indication」第 2 パラグラフ参照 (<http://www.wineaustralia.com/australia/Default.aspx?tabid=395>))

条に地理的表示の定義、また、25 条に地理的表示決定の基準が規定されておりますので(下記参照)、これらの定義と基準を満たしていることを説明する記述と資料が申請書にならないと推測される。

(登録等の申請手続き)

GIC が地理的表示の決定を下す際には、公認の原料ブドウ栽培者機関やワイン製造者機関と協議することが義務付けられています。また、必要に応じ、適切と思われるその他の機関や関係者と協議することも認められている。

オーストラリア・ワイン・ブランデー公社規則 (Australian Wine & Brandy Corporation Regulations : 以下、公社規則¹³) 25 条に、GICによる地理的表示の決定基準の概要として、次のような事項が規定されている。

- ・ 歴史 (当該区域の一般史、ブドウ栽培歴、ワイン製造歴)
- ・ 地質
- ・ 気象条件
- ・ 収穫時期
- ・ 排水状況
- ・ 水源
- ・ 標高
- ・ 当該区域と地名の伝統的な利用

GIC は申請書を受領した後、提案されている区域と地名についての中間決定を下し、その結果を連邦政府官報及び地元の新聞に掲載する。

この中間決定に対し、関係者からの意見を受け、GIC はこれらの意見を検討した上で最終決定を下す。

GIC の最終決定に不服がある者に対し、行政控訴審判所 (Administrative Appeals Tribunal : 以下、AAT) に上訴する期間が 28 日与えられ、さらに、AAT の判決に対し、連邦裁判所に上訴することも可能だが、これは法的解釈に関する事項に限られる。上訴期間満了日又は AAT の再審理終了通知日のいずれか遅い日が経過した後、GI は保護された地名として登録され、法的拘束力を持つことになる。

(外国の地理的表示の取扱い)

外国の地理的表示及びその翻訳についても、国内の地理的表示と同様の手続きに基づき、オーストラリア地理的表示登録簿に登録することができる。¹⁴ なお、該当する外国の地理的表示が本国において保護されていなければならない。¹⁵

¹³ 公社規則の条文は、オーストラリア政府のウェブサイトに掲載されたものである

(<http://www.comlaw.gov.au/Details/F2011C00362/Download>)。なお、条文の日本語訳は、地理的表示調査委員会の委員である高橋悌二先生よりご提供いただいたものである。

¹⁴ 公社法 40ZAQ 条

¹⁵ 公社規則 88 条(3)(a)

5. 異議申立制度

1) 商標法

商標登録出願が受理された場合、通常の商標と同様に、いずれの者も所定の期間内（3か月以内）に異議申立を行うことが可能。（商標法 52 条）

ただし、虚偽の地理的表示を含んでいるか又はそれから構成されている商標に対する異議申立の理由（登録の拒絶理由）は、通常の原因の他に別途規定されている。（商標法 61 条）詳細は、後述する「11. 地理的表示に関する規定及び商標に関する規定との間の調整規定」「地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定」を参照。

（登録後の取消）

通常の商標と同様に、登録後の取消は可能。¹⁶

2) 公社法

登録商標に基づく場合のみならず、出願中の商標、未登録商標に基づいても、提案された地理的表示が当該商標と同一の語、表現又はその他の表示からなる場合、あるいはそれらの表示と出所混同のおそれがある場合に、当該商標の権利者は地理的表示に対して異議申立てができる。¹⁷

異議制度は先行する商標権利者を保護するものであるが、地理的表示の公告の監視負担は商標の権利者にある。登録官は異議申立てがあった場合でも、提案された地理的表示の登録を認めるかについて裁量権を有する。すなわち、提案された地理的表示が商標に係る権利の発生前から使用されていた場合等に、商標登録官は委員会に勧告することができ¹⁸、この勧告を受け委員会は地理的表示の決定をすることができる。¹⁹ 商標登録官の決定に対しては連邦裁判所に控訴することができる。

異議申立があったにもかかわらず、登録官が提案された地理的表示を登録した場合、又は、同一又は類似の商標が出願又は登録された後に、地理的表示の提案又は登録があった場合、商標権利者は、地理的表示により示された地域を産地としないワインであっても、ワインの産地についての誤認を避ける適切な記述をラベルに表示すれば、当該ワインの表示に当該商標の使用を継続することができる。²⁰

（登録後の取消）

登録された地理的表示の取消は、該当する地理的表示が使用されなくなった場合又は該当する地理的表示の登録が不要になった場合、

¹⁶ 商標法 84A 条

¹⁷ 公社法 40RB 条

¹⁸ 公社法 40RC 条(3)

¹⁹ 公社法 40SA 条(4)

²⁰ 公社規則 17 A 条

6. 保護の効力

(商標法)

(誤認混同の必要性)

下記の行為については、誤認混同が生じる場合、保護の効力が及ぶ。(商標法 120 条)

- (1) 登録商標と実質的に同一であるか又は欺瞞的に類似する標識を、その商標の登録に係る商品又はサービスに関して商標としての使用
- (2) 次の商品又はサービスに関して、ある登録商標と実質的に同一であるか又は欺瞞的に類似する標識を商標としての使用
 - (a) 当該商標の登録に係る商品と同種の商品
 - (b) 登録商品と密接に関係するサービス
 - (c) 当該商標の登録に係るサービスと同種のサービス、又は
 - (d) 登録サービスと密接に関係する商品
- (3) 次の使用。
 - (a) その商標がオーストラリアにおいて周知であり、かつ
 - (b) その者が、その商標と実質的に同一であるか又は欺瞞的に類似する標識を商標として、
 - (i) 登録商品と同種でない又は登録サービスと無関係の商品、又は
 - (ii) 登録サービスと同種でない、又は無関係のサービス、に関して使用し、かつ
 - (c) その商標が周知であるために、当該標識が、無関係の商品又は無関係のサービスと商標の登録所有者との間の関連を示すものとみなされるおそれがあり、かつ
 - (d) そのために、登録所有者の利害に悪影響が及ぶおそれがある場合

通常の商標と同様に、誤認混同がある登録商標の使用に対して、保護の効力が及ぶ。

(「型」等を伴う地理的表示に対する取扱い)

明文の規定なし。

(翻訳に関する取扱い)

明文の規定なし。

(複合語に関する取扱い²¹)

明文の規定なし。

²¹ 当該項目は『「A+B」という二語からなる地理的表示があった場合に、「A」又は「B」単独の使用も禁止するというような明文規定が存在するか』について調査を行った。

（「想起 (evoked)」させるような使用」に関する取扱い）

上記（3）にあるように、無関係の商品又は無関係のサービスと商標の登録所有者との間の関連を示すものとみなされるおそれがあり、そのために登録所有者の利害に悪影響が及ぶおそれがある場合、オーストラリアにおいて周知な商標と実質的に同一であるか又は欺瞞的に類似する標識を当該商標の登録商品と類似でない又は無関係な商品若しくはサービスへの使用に対しては、保護の効力が及ぶため、「想起 (evoked)」させるような使用」に関しては、保護の効力が及ぶと考えられる。

2) 公社法

（誤認混同の必要性）

次の場合、誤認を招く地理的表示とみなされ、保護の効力が及ぶ。

- ・登録された地理的表示の関係する国、地域又は地方を原産としないワインへの地理的表示の使用（公社法 40F 条(2)(b)）
- ・登録された地理的表示と類似した（resemble）表現を含み、地理的表示の登録と関係する国、地域又は地方のワインであると誤認を招くような方法での使用（公社法 40F 条(2)(b)）
- ・登録された地理的表示の翻訳について、登録された地理的表示の関係する国、地域又は地方を原産としないワインへの地理的表示の使用（公社法 40F 条(2)(c)）

なお、上記の地理的表示の使用には、登録された地理的表示に「type」、「style」、「imitation」、「method」又はそれらと類似する表現が伴っていた場合であっても、当該使用に保護の効力が及ぶ（公社法 40F 条(4)）

（「型」等を伴う地理的表示に対する取扱い）

登録された地理的表示又はその翻訳について、それらに「type」、「style」、「imitation」、「method」又はそれらと類似する表現が伴っていても、その地理的表示の産地が認められている産地のワインでない場合には、保護の効力が及ぶ。（公社法 40F 条(4)）

（翻訳に関する取扱い）

登録された地理的表示又はその翻訳について、それらに「type」、「style」、「imitation」、「method」又はそれらと類似する表現が伴っていても、その地理的表示の産地が認められている産地のワインでない場合には、保護の効力が及ぶ。（公社法 40F 条(4)）

（複合語に関する取扱い）

明文の規定なし。

（「想起 (evoked)」させるような使用」に関する取扱い）

明文の規定なし。

3) 食品基準

スピッツの地理的表示に関して、TRIPS 協定 23 条に基づき保護される旨が規定されている。このため、真正な原産地を表示している場合、又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは等の表現を伴う場合においても、該当する地理的表示がその地理的表示によって表示されている場所を原産地としないスピッツへの使用については、保護の効力が及ぶ。(食品基準：基準 2.7.5 「目的」及び「4. 地理的表示」(1))

7. 一般名称に関する規定

1) 商標法

(一般名称の地理的表示の保護の可能性)

明文の規定なし。

ただし善意で、商品又はサービスについて原産地を表示する標識を使用する場合には、商標権侵害とはならない。(商標法 122 条)

(保護された地理的表示の一般名称化)

明文の規定なし。

2) 公社法

(一般名称の地理的表示の保護の可能性)

明文の規定なし。

なお、ワインの表示が、真正の原産地を表示する場合であって、登録された地理的表示の関連する国、地域又は地方の文字又は単語を含む場合、当該文字又は用語が英語における一般名称になっており、ワインの表示として原産地において使用されていない善意の使用には、保護の効力が及ばない。(公社法 40DA 条(2))

(保護された地理的表示の一般名称化)

明文の規定なし。

8. 権利執行者

1) 商標法

(権利執行請求主体)

商標登録権利者は、登録商標についての侵害訴訟を、下記の裁判所に提起することができる。(商標法 125 条及び 190 条)

- ・連邦裁判所
- ・連邦最高裁判所
- ・オーストラリア首都特別地域最高裁判所
- ・ノーザン・テリトリー最高裁判所

- ・ ノーフォーク島最高裁判所

(権利執行主体)

裁判所

裁判所によって認められる救済措置は、差止命令が含まれるが、裁判所が適当と考える条件に従い、原告は損害賠償又は利益額の算定のいずれかを選択する。²²

2) 公社法

(権利執行請求主体)

次の者が、公社法における違法行為に対して権利執行請求を行うことができる。(公社法 40K 条)

- ・ オーストラリアワイン公社
- ・ オーストラリア又は特定された外国²³においてワイン用のブドウ栽培に従事する者
- ・ ワインの製造、ワイン用ブドウ栽培又はワインの販売を促進のいずれかを目的対象としたオーストラリア法又は特定された外国の法律に基づき設立された機関

(権利執行主体)

オーストラリアワイン公社及び裁判所が権利執行を行う。

9. 水際措置の有無と概要

1) 商標法

登録商標権利者は、税関局長に対して、登録商標権を侵害する商品を通じた日後、輸入に対して異議通知を行うことができる。通知には、登録官が証明する商標登録の詳細事項の写しを添付しなければならない。²⁴

2) 公社法

オーストラリアワイン公社はブドウ製品のオーストラリアからの輸出について、申請に基づき輸出免許を付与する。ブドウ製品がオーストラリア・ニュージーランド、食品基準 (Australia New Zealand Food Standards Code 1991) を満たしていなければ輸出は禁止される。(公社規則 第2部 輸出管理)

²² Kluwer Law International 編、AIPPI・JAPAN 翻訳「外国出願のためのマニュアル」
「オーストラリア」「商標」「侵害」「救済」P.57

²³ 「特定された外国」とは、登録されている地理的表示に関連する外国を意味する。

²⁴ Kluwer Law International 編、AIPPI・JAPAN 翻訳「外国出願のためのマニュアル」
「オーストラリア」「商標」「権利行使及び税関規定」P.57

10. 執行実績、主要侵害裁判例

文献調査を行ったが、関連する資料を発見できなかった。

11. 地理的表示に関する規定及び商標に関する規定との間の調整規定

－地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定

(地理的表示と商標の抵触に関する規定)

登録商標に基づく場合のみならず、出願中の商標、未登録商標に基づいても、提案された地理的表示が当該商標と同一の語、表現又はその他の表示からなる場合、あるいはそれらの表示と出所混同のおそれがある場合に、当該商標の権利者は地理的表示に対して異議申立ができる。²⁵

異議制度は先行する商標権利者を保護するものであるが、地理的表示の公告の監視負担は商標の権利者にある。商標登録官は異議申立があった場合でも、提案された地理的表示の登録を認めるかについて裁量権を有する。すなわち、提案された地理的表示が商標に係る権利の発生前から使用されていた場合等に、商標登録官は委員会に勧告することができ²⁶、この勧告を受け委員会は地理的表示の決定をすることができる。²⁷ 商標登録官の決定に対しては連邦裁判所に控訴することができる。

異議申立があったにもかかわらず、登録官が提案された地理的表示を登録した場合、又は、同一又は類似の商標が出願又は登録された後に、地理的表示の提案又は登録があった場合、商標権利者は、地理的表示により示された地域を産地としないワインであっても、ワインの産地についての誤認を避ける適当な記述がラベルに表示すれば、当該ワインの表示に当該商標の使用を継続することができる。²⁸

(地理的表示の出願・登録以前より善意で使用されていた商標の使用：先使用の可能性)

上述の通り、登録商標、登録出願及び未登録商標に基づく異議申立が可能なことから、地理的表示の出願・登録以前より善意で使用されていた商標については、先使用は可能である。

－商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定

(商標と地理的表示の抵触に関する規定)

地理的表示のみからなる商標の場合は、商標登録出願は拒絶される。(商標法 40 条)

商標法 61 条は、オーストラリアが TRIPS 協定の義務を果たし、関連商品の原産地以外

²⁵ 公社法 40RB 条

²⁶ 公社法 40RC 条(3)

²⁷ 公社法 40SA 条(4)

²⁸ 公社規則 17 A 条

の国、地域、地方を原産地とする商品について原産地表示を含む出願に対して異議申立の理由を規定するために設けられている。

当該商品が原産地表示により保護される商品と類似の場合、又は当該商標の使用が誤認混同を起こすおそれがある場合にのみ、原産地表示を含む商標に異議申立をすることができる。

(商標の出願・登録以前より善意で使用されていた表示の使用：先使用の可能性)
明文の規定なし。

12. 地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法

1) 商標法

(地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法)

出願の際に添付する使用規則において、証明商標の所有者又は承認使用者である者が、商品及び／サービスに関して証明商標を使用するために満たさなければならない要件を規定しなければならない。

なお、本規定を含む使用規則は、登録出願の審査時に、ACCCによって審査される。

(商標法 173 条(1))

(上記特定方法と地理的風土等との密接関連性)

出願の際に添付する使用規則において、証明商標の適用に関して商品及び／又はサービスが満たさなければならない要件、商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを決定するための手順、及びある者が、商品及び／又はサービスが証明要件を満たしているか否かを評価することを承認される者になるための特性を規定しなければならない。

なお、本規定を含む使用規則は、登録出願の審査時に、ACCCによって審査される。

(商標法 173 条(1))

(地理的表示を使用できる者の範囲特定時の問題)

証明商標登録所有者が、使用規則の要件を満たす承認使用者として認めた場合に限り、証明商標の使用権が付与される。(商標法 172 条)

2) 公社法

(地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法)

地理的表示の決定申請を行う者として、次の者が規定されている。(公社法 40R 条)

- ・大臣が認めたワイン製造者の全国的組織
- ・大臣が認めたワイン用ブドウ生産者の全国的組織
- ・州又は準州においてワイン製造者を代表する組織
- ・州又は準州においてワイン用ブドウ生産者を代表する組織
- ・ワイン製造者

- ・ワイン用ブドウ生産者

(上記特定方法と地理的風土等との密接関連性)

地理的表示の決定の判断基準として、下記の要素が挙げられている。(公社規則 25 条)

- ・歴史（当該区域の一般史、ブドウ栽培歴、ワイン製造歴）
- ・地質
- ・気象条件
- ・収穫時期
- ・排水状況
- ・水源
- ・標高
- ・当該区域と地名の伝統的な利用

(地理的表示を使用できる者の範囲特定時の問題)

地理的表示の管理、監督は、ワイン公社が行っている。(公社法 31K 条)